

高速自動車国道第一東海自動車道及び一般国道 4 6 8 号（首都圏中央連絡自動車道）高架下等利用計画（海老名市区間）の変更

1 計画概要

本件は、平成 23 年 3 月 31 日に策定された高速自動車国道第一東海自動車道及び一般国道 4 6 8 号（首都圏中央連絡自動車道）高架下等利用計画（海老名市区間）4.9 km について、占用主体の設定及び利用用途を変更するものである。なお、当該海老名市区間は平成 22 年 2 月 27 日（海老名 JCT-海老名 IC）、平成 25 年 3 月 30 日（海老名 IC-相模原愛川 IC）、平成 27 年 3 月 8 日（海老名南 JCT-海老名 JCT）にそれぞれ開通している。

2 変更内容

現行計画（平成 23 年 3 月 31 日）策定時においては、占用主体は決定されておらず、利用用途については神奈川県が進める相模川高水敷の整備に合わせて、海老名市が利用することを前提に駐車場、公園、広場等が設定されていた。現行計画策定後も神奈川県が相模川高水敷の整備に合わせて海老名市が利用を検討しているが、海老名市では当初の計画に加えて、海老名市災害対策基本条例等に基づき、応急対策活動等に必要な資機材等の更なる確保と備える場所の確保を行っており、当初の利用用途に加え、「資材置場」の追加要望があったため、今後の周辺土地利用状況等を鑑み、現行計画の変更を行うものである。

については、占用主体を「国及び地方公共団体他」とするとともに、区間名 A の利用用途に「資材置場」を追加するものである。

3 土地利用の特徴

海老名市は神奈川県のおお中央に位置し、西は相模川を隔て厚木市に、北は座間市、東は大和市及び綾瀬市、南は藤沢市及び寒川町と接し、総面積は 26.59km²で、東西 6.15km、南北 8.70km と市域は南北に長い地勢となっている。また、相模丘陵の西崖が市域を縦断し、中央部から西部にかけての平地と東部の台地・丘陵地帯に大きく二分されている。鉄道網は、東京都心に連絡する小田急小田原線、横浜に連絡する相模鉄道本線、神奈川県内を南北に縦断する JR 東日本相模線の 3 路線が乗り入れており、計 9 駅が設置されている。幹線道路について見ると、東名高速道路が市南部を横断しているほか、首都圏中央連絡自動車道が相模川沿いに整備され、両者は海老名ジャンクションで接続している。近傍における都市計画用途地域は、第一種居住地域、近隣商業地域、準工業地域、工業地域に指定されており、周辺土地利用状況は、用途地域に応じて住宅、店舗及び工場となっている。

4 利用計画

(1) 高架下利用部分の選定

利用可能箇所図のとおり

(2) 利用用途の決定

別表のとおり

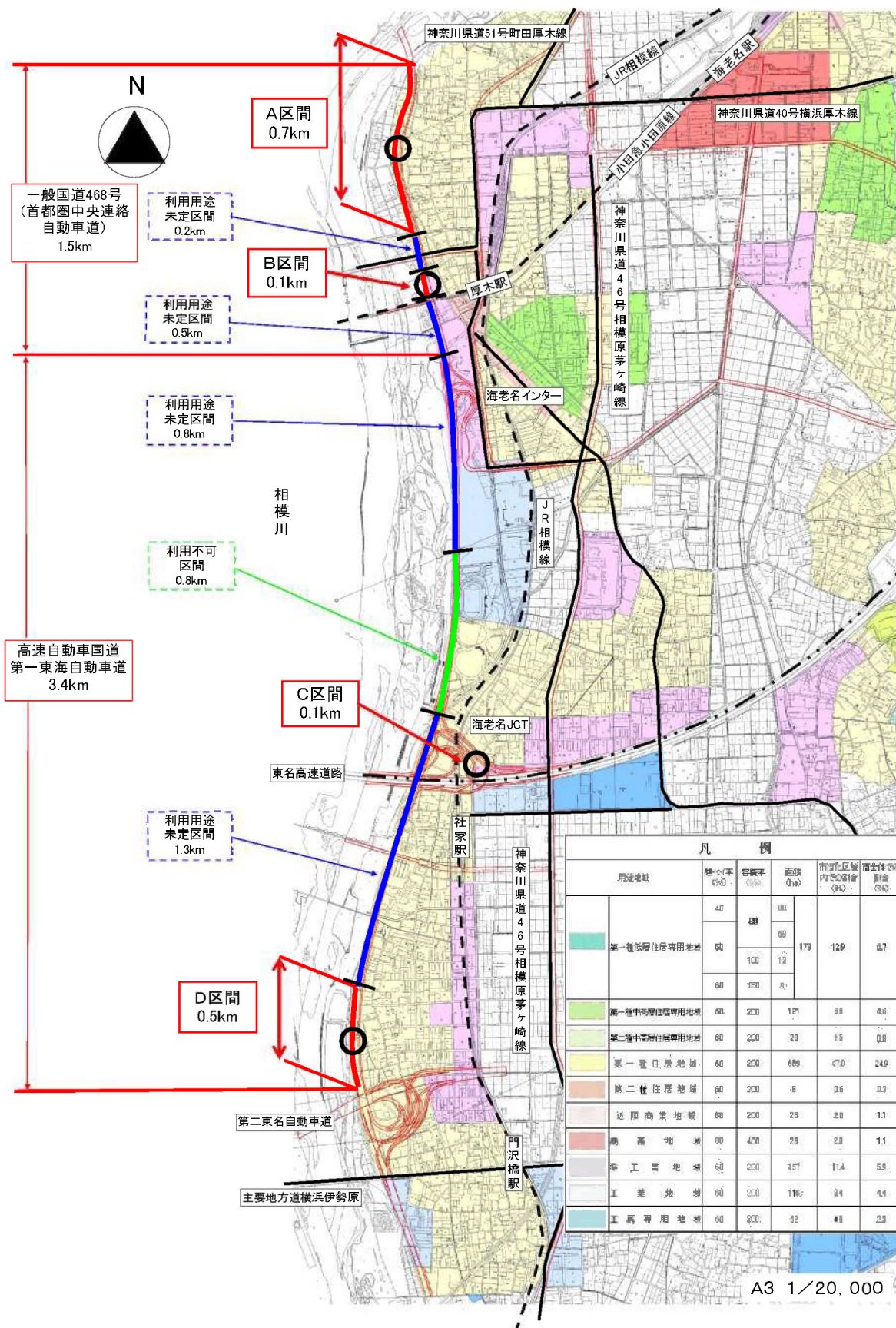
高速自動車国道第一東海自動車道及び一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）高架下等利用計画

【海老名市区間】

高架橋名	対象面積	用途地域等	周辺土地利用状況	前面道路幅員 (舗装道路)	最寄駅	最寄駅 直線距離	建蔽率/容積率	占用主体	利用用途	利用用途設定理由
河原口高架橋 区間A	約20,000㎡	第一種居住地域	住宅地 河畔緑地（予定）	①5.5m ②5.5m	J R相模線厚木駅 小田急線厚木駅	約800m	60%/200%	国又は地方公共団 体	公園、広場、自 動車駐車場、事 務所、運動場、 資材置場	<p>本件高架下のうち、A区間約700mは、都市計画上、第一種居住地域であることから、当該箇所の土地利用については、通常、自動車駐車場・店舗・事務所・公園・広場等が考えられる。</p> <p>当該箇所の西側は相模川の高水敷利用で海老名市による多目的広場・パークゴルフ場等及び神奈川県整備による河畔緑地公園が計画され、当該箇所に当該高架下が接しているため、一体利用を図ることが妥当と考えられる。</p> <p>なお、当該箇所については、海老名市が同様の観点での利用及び災害対策として資材置き場の利用を検討しており、自動車駐車場・ゲートボール場・管理事務所・多目的広場・資材置場として利用したいとの要望を受けている。</p> <p>よって、左記の通り利用用途を定めるものである。</p>
河原口高架橋 区間B	約3,000㎡	第一種居住地域 準工業地域	住宅地 工業用地	①5.5m ②6.75m	J R相模線厚木駅 小田急線厚木駅	約250m	60%/200%	国又は地方公共団 体	自転車駐車場	<p>本件高架下のうち、B区間約120mは、都市計画上、第一種居住地域及び準工業地域であることから、当該箇所の土地利用については、通常、第一種居住地域においては自動車駐車場・店舗・事務所・公園・広場等が、また準工業地域においては倉庫・工場・店舗・事務所・自動車駐車場等が考えられる。</p> <p>なお、海老名市は当該箇所の最寄り駅である厚木駅周辺を「自転車等放置禁止区域」に指定し、放置自転車対策として放置自転車の撤去に取り組んでいるが、撤去した放置自転車の保管場所が不足していることから、当該箇所を保管場所として利用したいとの要望を受けている。</p> <p>よって、左記の通り利用用途を定めるものである。</p>
海老名JCT ランプ橋 区間C	約6,500㎡	第一種居住地域 準工業地域	住宅地 工業用地	①10m	J R相模線社家駅	約300m	60%/200%	国又は地方公共団 体	公園、広場、運 動場	<p>本件高架下のうち、C区間約100mは、都市計画上、第一種居住地域及び準工業地域であることから、当該箇所の土地利用については、通常、第一種居住地域においては自動車駐車場・店舗・事務所・公園・広場等が、また準工業地域においては倉庫・工場・店舗・事務所・自動車駐車場等が考えられる。</p> <p>なお、当該箇所については、海老名市からテニスコート・多目的広場として利用したいとの要望を受けている。</p> <p>当該箇所は社家地区内にあり、首都圏中央連絡自動車道建設に伴う海老名ジャンクションの設置により社家地区が大きく分断されることになったため、地域住民の交流の場となりその一体性の確保に資する施設の整備が必要であると考えられる。</p> <p>よって、左記の通り利用用途を定めるものである。</p>
中野高架橋 区間D	約10,000㎡	第一種居住地域	住宅地 中野多目的広場	①5m ②8m	J R相模線門沢橋 駅	約800m	60%/200%	国又は地方公共団 体	公園、広場、自 動車駐車場、自 転車駐車場、運 動場、事務所	<p>本件高架下のうち、D区間約500mは、都市計画上、第一種居住地域であることから、当該箇所の土地利用については、通常、自動車駐車場・店舗・事務所・公園・広場等が考えられる。</p> <p>当該箇所の西側は相模川高水敷に中野多目的広場(サッカー場1面・ラグビー場1面・少年野球場2面)が設置されており、当該高架下をはさんで東側には、多目的グラウンド・子供の遊び場等があるため、一体利用を図ることが妥当と考えられる。</p> <p>なお、当該箇所については、海老名市が同様の観点での利用を検討しており、管理事務所・自動車駐車場・サイクルステーション・フィットネススポーツエリアとして利用したいとの要望を受けている。</p> <p>よって、左記の通り利用用途を定めるものである。</p>

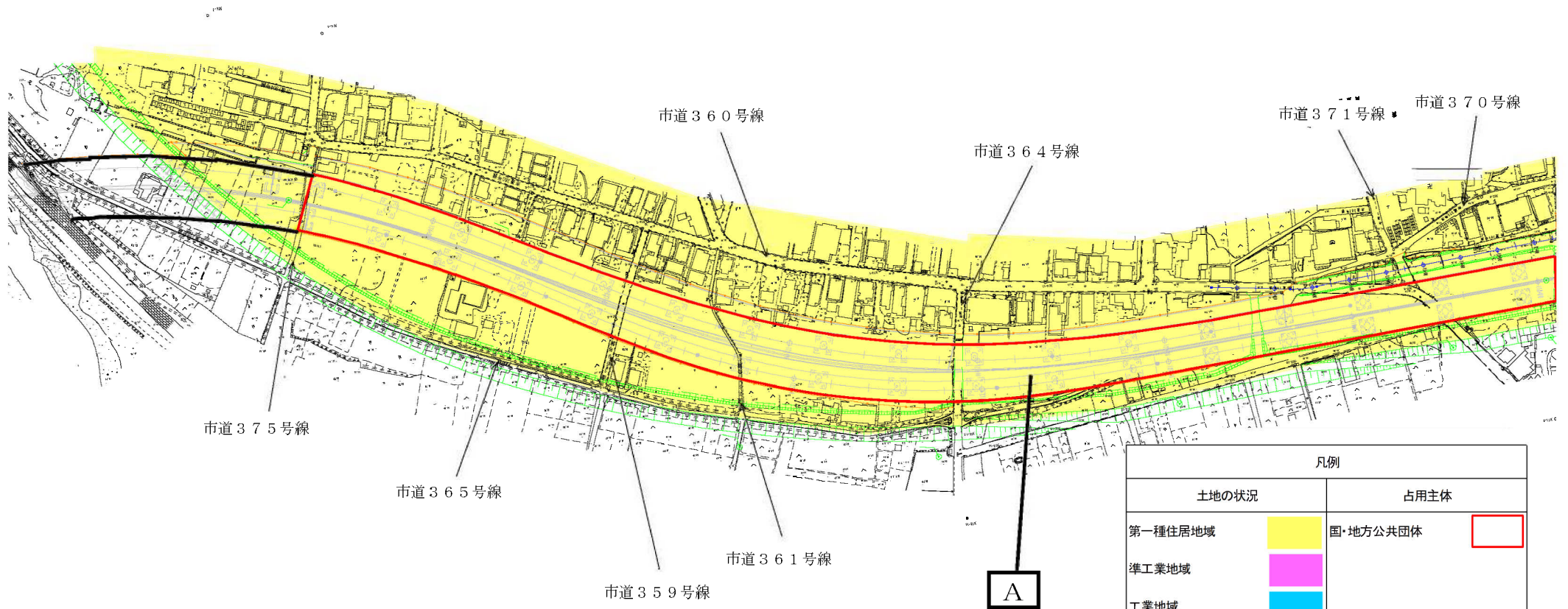
なお、上記以外の利用用途未決定区間については、市街化の状況や道路建設の状況を踏まえて、改めて計画を策定するものとする。

都市計画図海老名市



高架下等利用可能箇所図

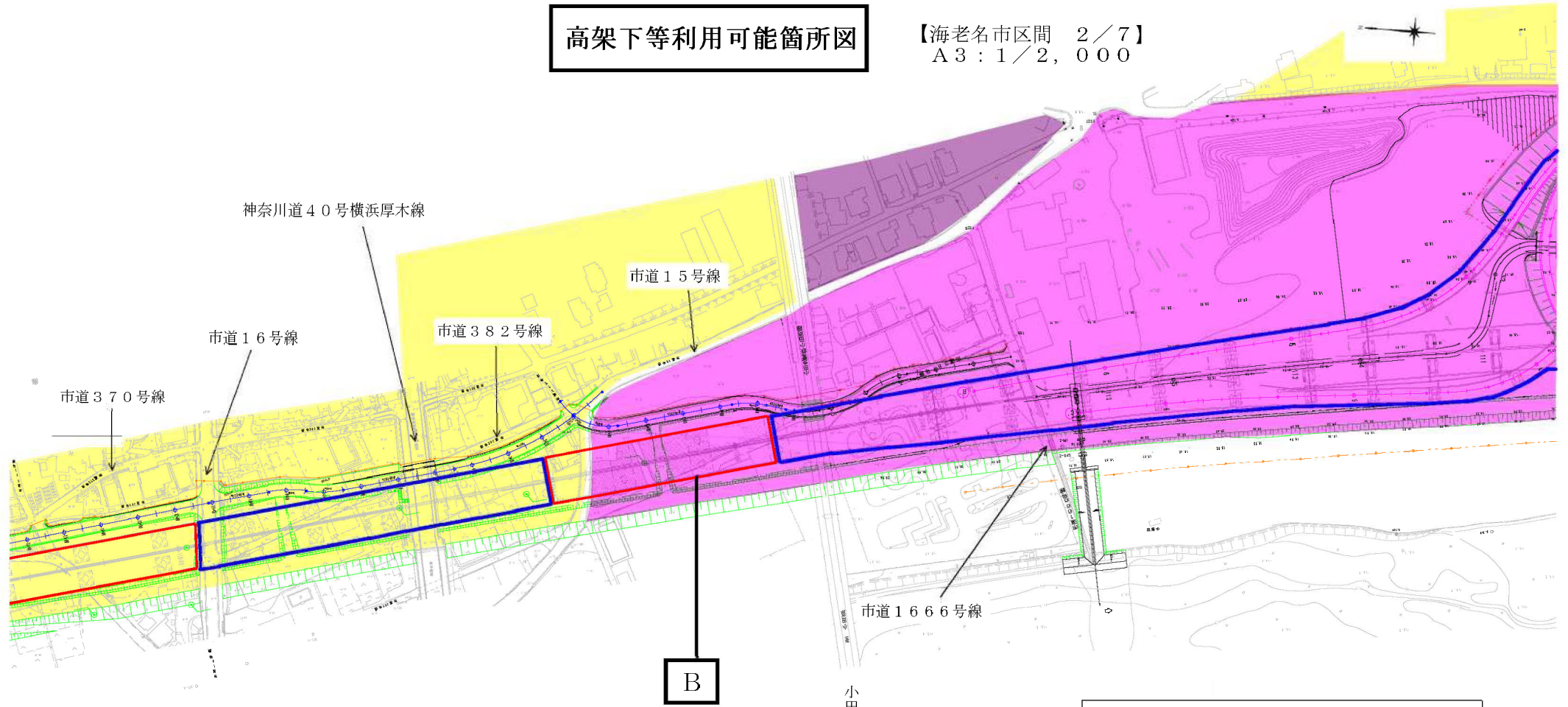
【海老名市区間 1 / 7】
A3 : 1 / 2, 000



凡例	
土地の状況	占用主体
第一種住居地域	国・地方公共団体
準工業地域	
工業地域	
近隣商業地域	
利用可能箇所	
利用用途未定区間	
利用不可箇所	

高架下等利用可能箇所図

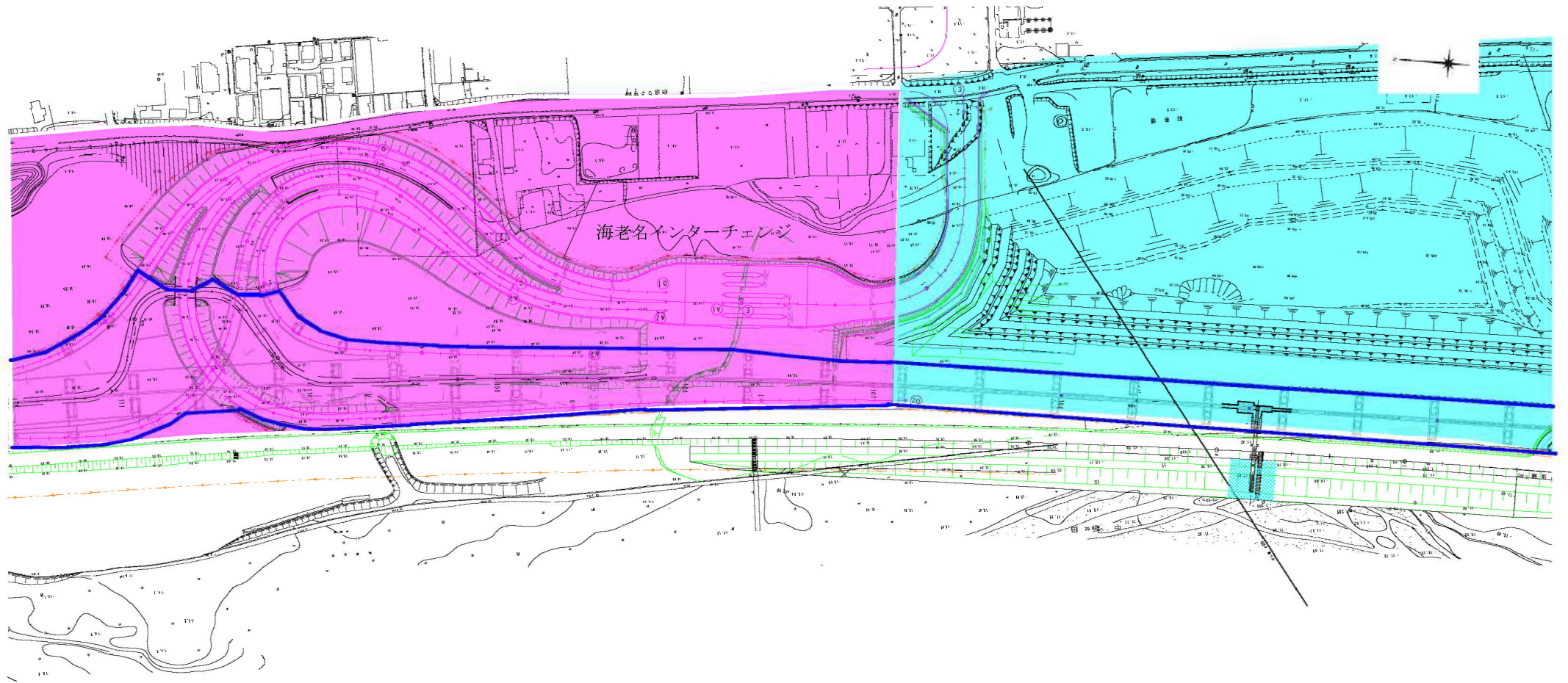
【海老名市区間 2 / 7】
A3 : 1 / 2, 000



小田急電鉄小田急線

B

凡例	
土地の状況	占用主体
第一種住居地域	国・地方公共団体
準工業地域	
工業地域	
近隣商業地域	
利用可能箇所	
利用用途未定区間	
利用不可箇所	



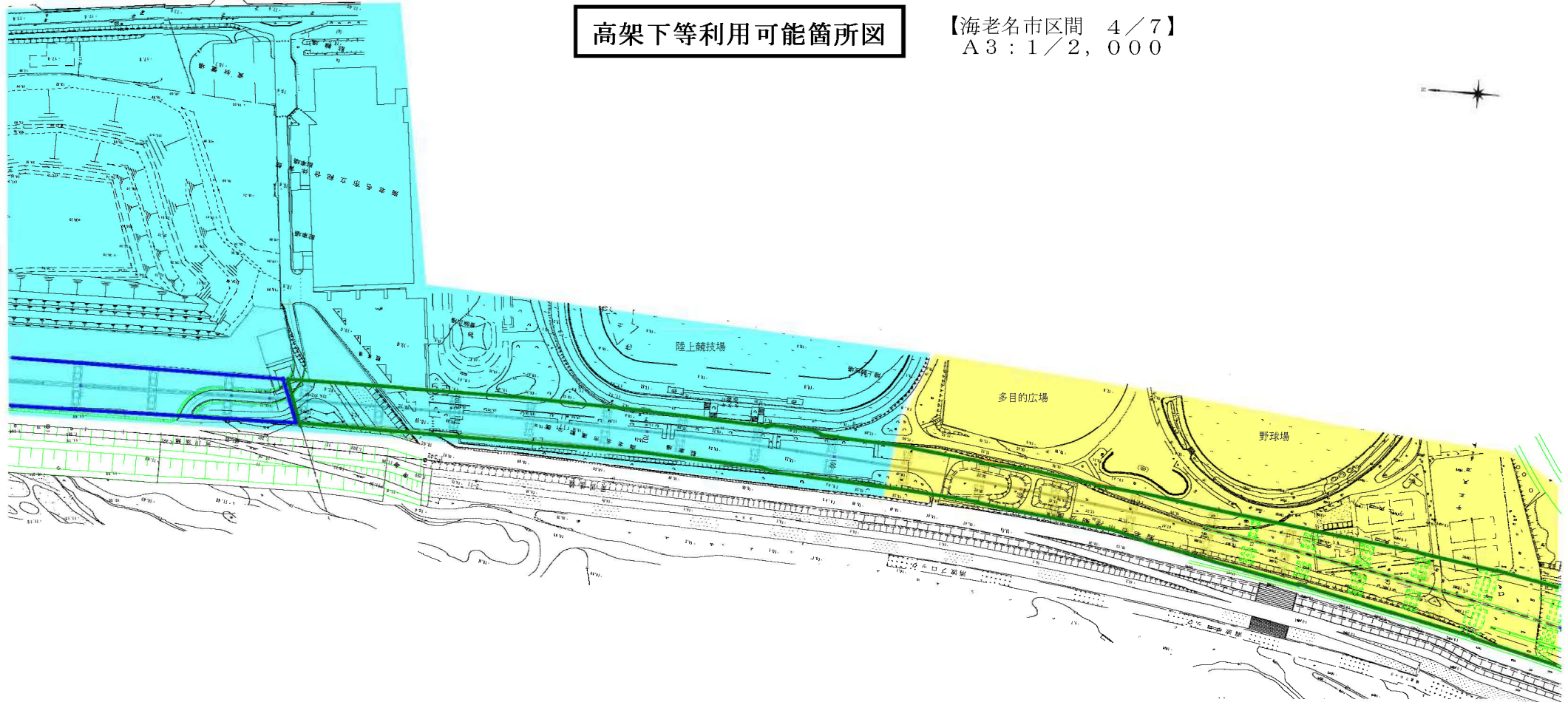
高架下等利用可能箇所図

【海老名市区間 3/7】
A3:1/2, 000

凡例	
土地の状況	占用主体
第一種住居地域	国・地方公共団体
準工業地域	
工業地域	
近隣商業地域	
利用可能箇所	
利用用途未定区間	
利用不可箇所	

高架下等利用可能箇所図

【海老名市区間 4/7】
A3:1/2, 000

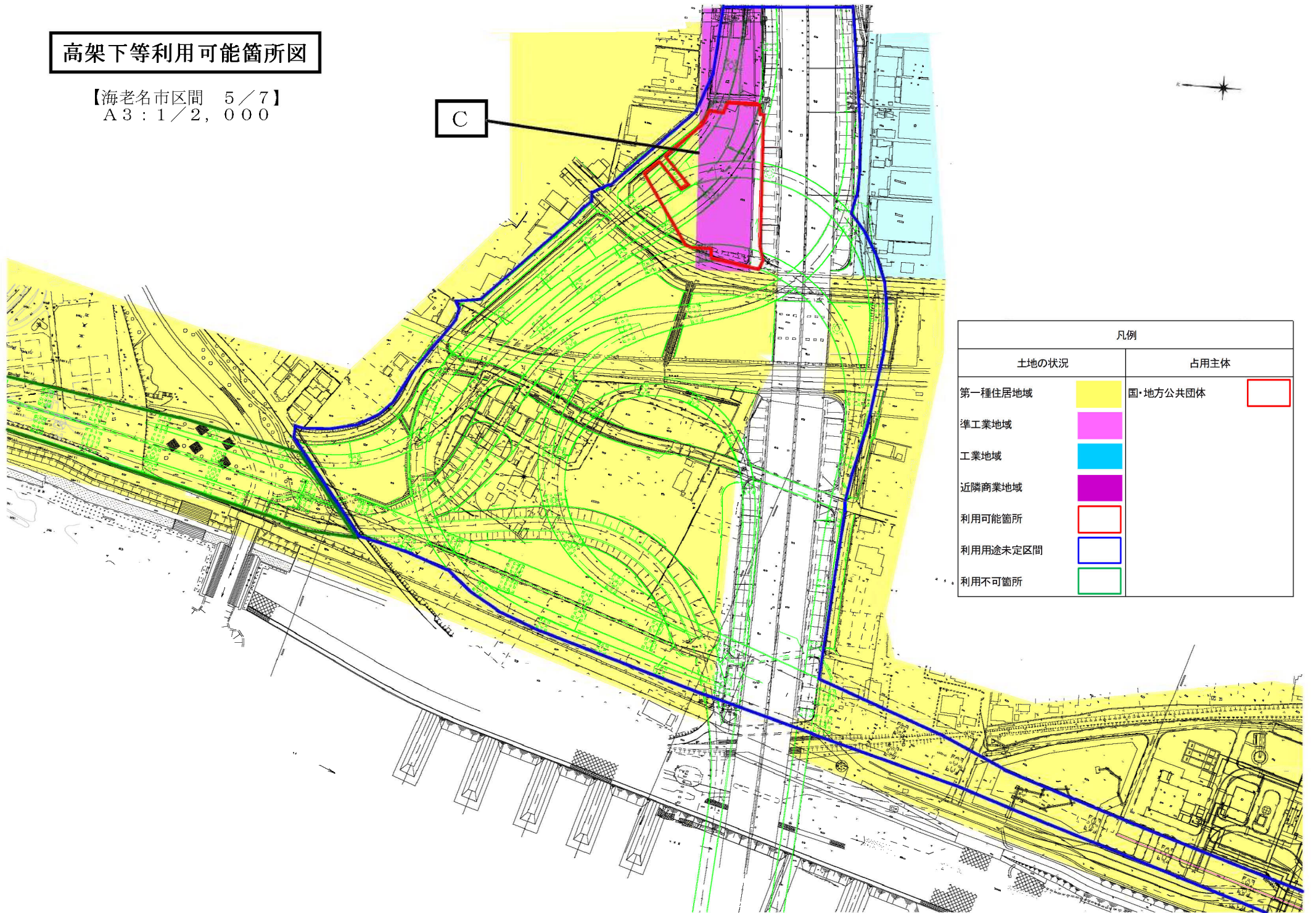


凡例	
土地の状況	占用主体
第一種住居地域	国・地方公共団体
準工業地域	
工業地域	
近隣商業地域	
利用可能箇所	
利用用途未定区間	
利用不可箇所	

高架下等利用可能箇所図

【海老名市区間 5 / 7】
A3 : 1 / 2, 000

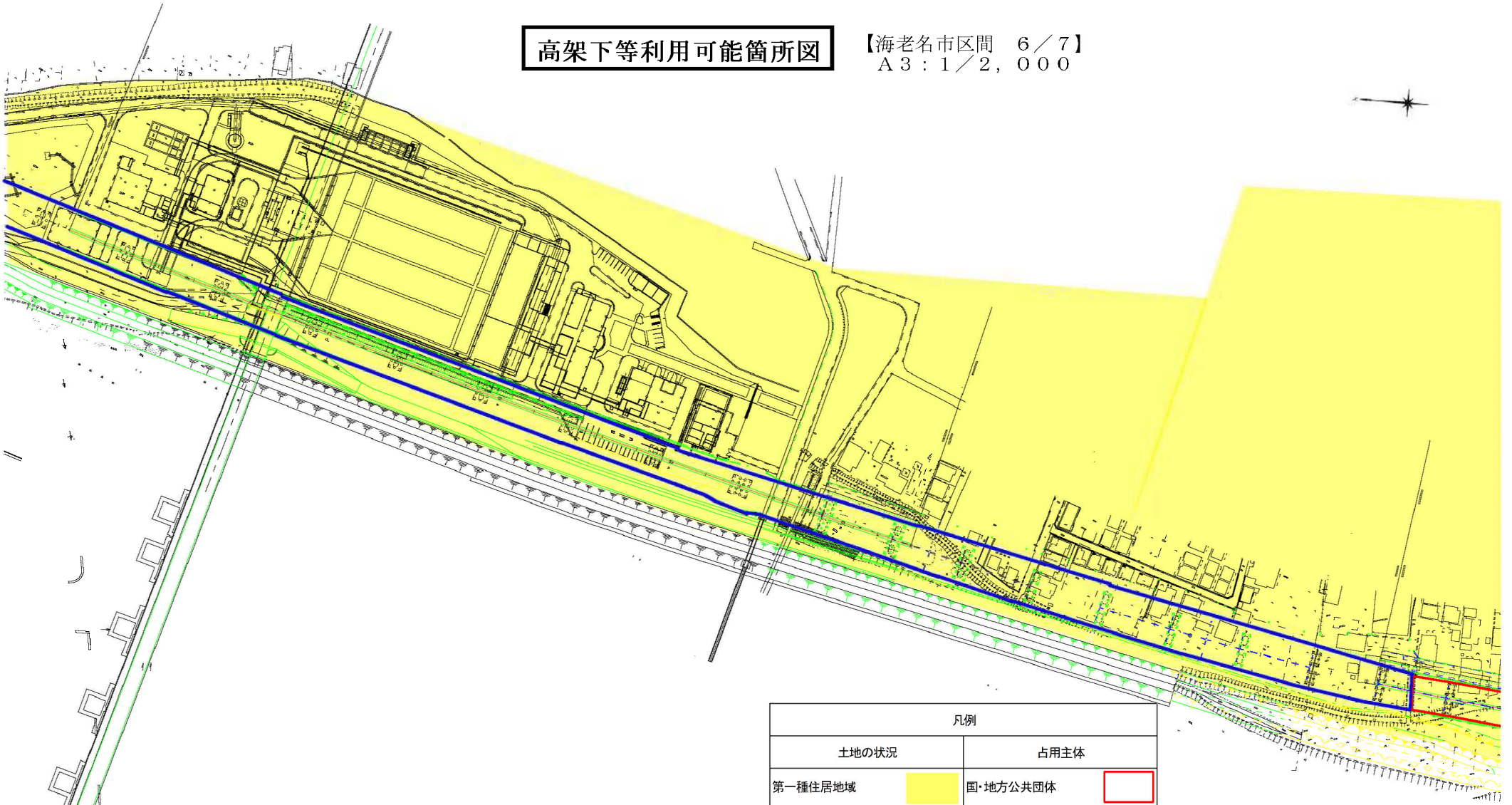
C



凡例	
土地の状況	占用主体
第一種住居地域	国・地方公共団体 
準工業地域	
工業地域	
近隣商業地域	
利用可能箇所	
利用用途未定区間	
利用不可箇所	

高架下等利用可能箇所図

【海老名市区間 6 / 7】
A3 : 1 / 2, 000

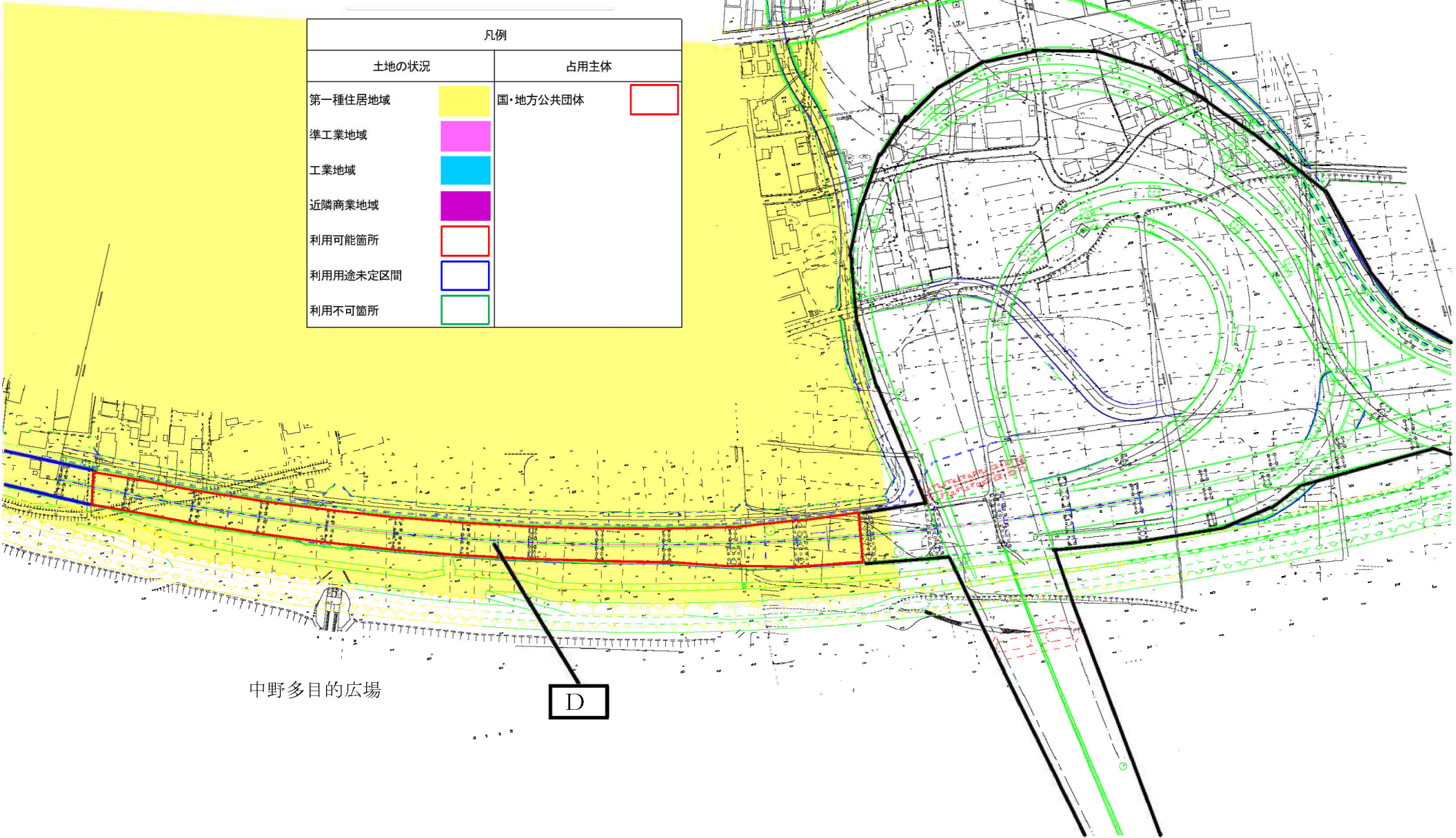


凡例	
土地の状況	占用主体
第一種住居地域	国・地方公共団体 
準工業地域	
工業地域	
近隣商業地域	
利用可能箇所	
利用用途未定区間	
利用不可箇所	

高架下等利用可能箇所図

【海老名市区間 7 / 7】
A3 : 1 / 2, 000

凡例		占有主体
土地の状況		
第一種住居地域		国・地方公共団体 
準工業地域		
工業地域		
近隣商業地域		
利用可能箇所		
利用用途未定区間		
利用不可箇所		



中野多目的広場

D